

上野事務所ニュース

24年11月号

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail ueno@athena.ocn.ne.jp

資格取得時の本人確認について

日本年金機構にて、偽名の健康保険・厚生年金被保険者資格取得届が提出されていたため、偽名の健康保険被保険者証が交付されていた事案が判明しました。

基礎年金番号の重複を防ぐ意味もあり、資格取得時に基礎年金番号が確認できない場合、本人確認が必要になりました。

「事業主の方にご本人確認の徹底のお願い」として、平成24年10月1日受付分から以下の取り扱いとなりました。

●本人確認の方法

①1種類の書類で足りるもの

運転免許証
住民基本台帳カード（写真付きのもの）
旅券（有効期限内のパスポート）
在留カード又は特別永住者証明書
国または地方公共団体の機関が発行した資格証明書（写真付きのもの）

②2種類以上の異なる〇印の組み合わせが必要となるもの

○写真貼付のない住民基本台帳カード（住民票）
○後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証
○金融機関又はゆうちょ銀行の預（貯）金通帳、キャッシュカード、クレジットカード
○印鑑登録証明書
○共済年金又は恩給の証書

◆基礎年金番号が確認できない資格取得届は、備考欄に「〇〇〇で本人確認」

と記入します。

本人確認がされていない場合、後日書類が返戻され、本人確認が行われるまでの間については、健康保険被保険者証の発行は行われません。ただし、資格取得届が年金手帳再交付申請書と同時手続の場合は、記載が漏れていても返戻はありません。

介護休業給付について

被保険者の方が対象家族を介護するために介護休業を取得した場合、一定の要件を満たすと介護休業給付金の支給を受けることができます。同一要介護につき1回の介護休業期間（ただし、介護休業開始日から最長3ヶ月間）に限り支給されます。

1. 支給要件

介護休業給付金は、次の①及び②のいずれにも該当するときに支給されます。
①雇用保険の一般被保険者が、対象家族※1を介護するための休業（介護休業）をしたこと

※1【1親等】被保険者の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）、父母、子、配偶者の父母。

【2親等】被保険者と同居し、かつ、扶養されている祖父母、兄弟姉妹及び孫。

②原則として、介護休業を開始した日前2年間※2に、賃金支払基礎日数が11日以上ある月（過去に基本手当の受給資格の決定を受けた場合は、受けた後のものに限る）が通算して12ヶ月以上あること

※2介護休業開始前2年間に疾病、負傷等の理由に

より引き続き30日以上賃金の支払いを受けることができなかった方については、左記の日数をこの期間に加えた日数（最大4年）となります。

2. 支給額

介護休業期間中に事業主から賃金が①支払われなかった場合と②賃金が支払われた場合とで支給額が異なります。

①介護休業期間中に賃金が支払われなかった場合

1 支給単位期間について、休業開始時賃金日額に、支給日数※を乗じた額の40%となります。

休業開始時賃金日額×支給日数×40%

※30日です。ただし、休業終了日の属する支給対象期間については、休業終了日までの当該支給対象期間の日数です。

②介護休業期間中に賃金が支払われた場合

支給額は、休業開始時賃金日額に支給日数を乗じた額に対する賃金の割合がイ～ハの場合で異なります。

	支給単位期間に支払われた賃金の額	介護休業給付金の額
イ	40%以下の場合	賃金月額（賃金日額の30日分）の40%相当額
ロ	40%を超えて80%未満の場合	賃金月額の80%相当額と賃金の差額
ハ	80%以上の場合	支給されません

Q&Aなぜなにどうして？

Q；当社は、従業員のほとんどが自転車やオートバイで通勤をしています。

オートバイ通勤の者が、会社の敷地内の駐車場で、他のオートバイを倒した際に右手の指を骨折しました。始業前の事故なので通勤災害でしょうか。それとも、事業所内での災害なので業務上の災害でしょうか？

A：今回のケースは、会社の敷地内での負傷ですので、通勤災害ではなく、業務上の災害となります。

一般に、通勤災害として労災保険の保護の対象となる通勤の範囲とは、「労働者が、就業に関し、住居と就業の場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することをいい、業務の性質を有するものを除くもの」とされています（労災保険法第七条第二項）。

ご質問の災害が通勤災害と認められるためには、「住居と就業の場所との間」で発生したものであるかがポイントになります。具体的には、出勤の始点は、例えばアパートなどの場合には、アパートの部屋のドアを一步出た地点であり、玄関と敷地との間に庭などがある住居の場合には、敷地を完全に出た地点から出勤行為が始まったと解されます。一方、出勤の終点となるのは、労働者が業務を開始する場所をいいます。具体的には、玄関などの出入り口については、不特定多数の者が通行するの否かで通勤行為が終わったかどうか判断されます。

ただし、会社が月極めなどで契約している駐車場の取り扱いと会社敷地内の駐車場の取り扱いは、次の点で異なりますので注意が必要です。契約している駐車場では、契約している駐車スペースが会社の敷地であるとみなされますので、駐車スペースを出てから、会社敷地内へ入るまでの怪我については、通勤途上とみなし通勤災害となります。

今回は、会社の敷地内で負傷されたということですから、すでに事業主の支配下にあったと解されます。バイクを倒すことは通常起こり得る災害ですし、業務付随行為中の災害であるといえますので、積極的な私的行為がなければ業務上の災害となります。